

## ▼家庭ごみの減量と分別にご協力をお願いします▼

### ◆ごみ処理にかかる費用

平成 25 年度において周防大島町のごみ処理にかかった費用等は次の表のとおりです。この費用を町民一人当たりに換算すると年 1 万 3,173 円になります。

この処理費用は、町民の皆さんの税金でまかなわれています。ごみの量が増えると収集や処理の経費も増えることになります。「必要としないものは買わない、求めない。」という考えでごみの減量化に心がければ、それだけで費用が軽減できます。

### ◆ごみ出しのルール

①正しく分別していない場合や収集日時を間違えた場合は、収集しません。注意事項を記載した貼り紙をしていますので、持ち帰って正しく分別して次回の収集日に出してください。

②ごみの排出は指定袋を使用し、必ず氏名を記入してください。

※指定袋に入らないものは、縛って指定袋（氏名を記入したもの）を付けてください。

※ダンボール箱や指定袋以外のものに入れて出さないでください。

※可燃ごみの中に、ビンや缶などの不燃ごみは絶対に入れないでください。（最近多く見受けられます。）

③必ずお住まいの自治会で決められた「ごみステーション」を利用してください。

※ごみステーションの維持管理や運営は自治会や婦人会などで行っていますので、ごみステーションを維持管理している方や近所に迷惑をかけないようにしましょう。

④会社・飲食店・ホテル（旅館）・病院・商店などの事業活動に伴って生じた事業系ごみは、法律により事業者の責任と負担によって処理することが義務付けられていますので、町のごみステーションに出すことはできません。詳しくは、「ごみ分別の手引き」をご覧ください。

ごみ処理にかかった費用		2億4,151万円
可燃ごみの量		4,747 t
不燃ごみの量	リサイクルした量	634 t
	リサイクルによる売却金	745万2千円
	最終処分した量	82 t

（平成 25 年度）

### ◆問い合わせ

○家庭ごみの出し方に関する事 生活衛生課 ☎0820（79）1012

○産業廃棄物の処理などに関する事 柳井環境保健所生活環境課 ☎0820（22）3631

## 「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律」が平成 27 年 4 月から施行されます

平成 27 年 4 月 1 日よりフロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（略称：フロン排出抑制法）が施行され、業務用冷凍冷蔵庫・空調機器の管理者に対して、定期的な機器の点検、点検・整備の結果の記録・保存等が新たに義務づけられます。詳細は環境省ホームページをご覧ください。

[http://www.env.go.jp/earth/ozone/cfc/law/kaisei\\_h27/index.html](http://www.env.go.jp/earth/ozone/cfc/law/kaisei_h27/index.html)

◆問い合わせ 生活衛生課 ☎0820（79）1012